

別表第2（第8条関係）

減免基準及び減免内容

減免基準	申請時に必要なもの (証明書はコピー可)	減免内容
生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める扶助を受けている世帯	印鑑のみ	加入契約料、使用料及び引込工事費を全額免除とする。ただし、使用料については、生活保護法に定める扶助を受けている期間（終了した日の属する月、その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までとする。
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳を所持する身体障害者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害程度等級1級又は2級に該当する身体障害者を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての者の市県民税が非課税である世帯	印鑑及び身体障害者手帳（障害の程度を示すもの）	加入契約料、使用料及び引込工事費を全額免除とする。ただし、使用料については、減免基準を満たしている日の属する月、その日が月の初日であるときは、その日の属する前月までとする。
所得税法（昭和40年法律第33号）に定める特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度（A判定）の知的障害者と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者のうち、障害等級が1級に該当する精神障害者を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての者の市県民税が非課税である世帯	印鑑及び療育手帳（判定の程度を示すもの）又は精神障害者保健福祉手帳（障害の程度を示すもの）	
満70歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）のみの世帯又は高齢者及び18歳以下の者のみで構成される世帯で、かつ、市県民税が非課税である世帯	印鑑のみ	
災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯	印鑑及び市が発行するり災証明書	加入契約料、使用料及び引込工事費を全額免除とする。ただし、使用料については、災害認定時から3箇月間のみとする。

<p>かほく市が所有する平成13年7月23日以前に建設された高層建物等による受信障害への対策として設置された共同受信施設に加入している世帯</p>	<p>印鑑のみ</p>	<p>加入契約料、使用料及び引込工事費を全額免除とする。ただし、使用料については、平成30年3月使用分までとする。</p>
<p>かほく市立宇ノ気中学校及びかほく市立河北台中学校による受信障害への対策として設置された共同受信施設に加入している世帯</p>	<p>印鑑のみ</p>	<p>加入契約料、使用料、引込工事費及び宅内工事の標準部分に係る費用を全額免除とする。ただし、使用料については、平成34年3月使用分までとする。</p>